

オリンピック選手等活用事業補助金交付要項

1 目的

宮崎県競技力向上対策基本方針に基づき、本県競技力の向上を図る。

2 補助対象

オリンピック選手やオリンピック選手を育成した指導者等を招聘して、競技力向上に係る実技講習会や講演会を実施する場合に支給する。

3 補助対象経費

※領収書の宛名は、補助対象の団体名とする。

1 交通費

講師、指導者の旅費

2 宿泊費

1泊6,480円(税込)を原則とする。

※ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、補助対象外とする。

3 使用料賃借料

会場借上料、競技用器具使用料

4 報償費

講師謝礼

5 需用費

競技用消耗品費等

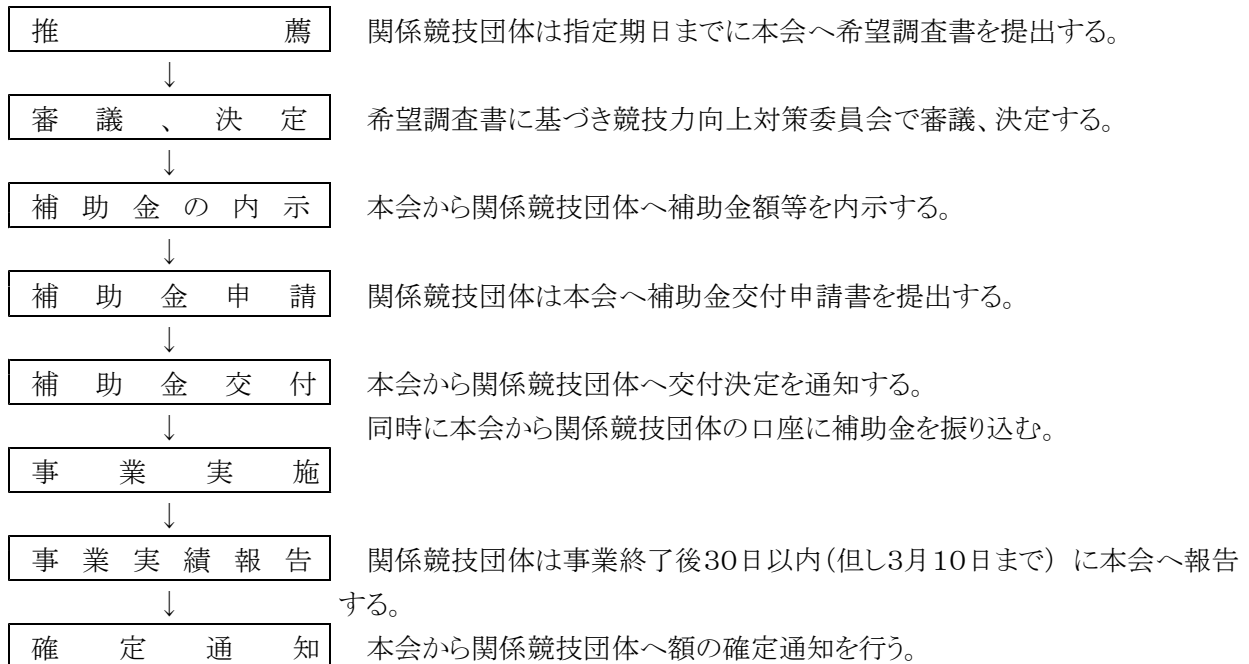
6 役務費

傷害保険料や手数料等

4 対象団体の決定

関係競技団体の推薦に基づき競技力向上対策委員会で決定する。

5 事務手続き



6 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

7 この要項は、平成28年4月1日から施行する。